

港区

生涯学習 推進計画

Minato City Lifelong Learning
Promotion Plan

令和3(2021)年度~令和8(2026)年度

令和5(2023)年度 改定版

【概要版】

令和6(2024)年2月 港区教育委員会

このマークは視覚に 障害のある人などが 使う音声コード (Uni-Voice)です。



第1章 計画の改定に当たって

(1) 計画の目的 •••••••••••••••

港区では、令和3(2021)年2月に策定した「港区生涯学習推進計画」で掲げためざすべき姿である「みんなと学びをつなぐまち」を実現するため、これまで様々な施策を推進してきました。

生涯学習を取り巻く社会情勢の変化としては、新型コロナウイルス感染症が、感染症法上の2類相当から5類へ移行され、社会はアフターコロナへ向かいつつあります。

また、令和5(2023)年4月にこども基本法が施行され、横断的に切れ目ない子ども・子育て政策 に関する取組を推進する必要があります。

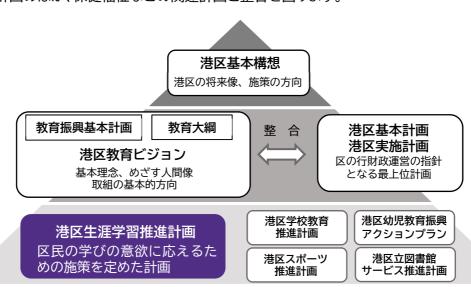
こうした背景から、港区では、「港区教育ビジョン」の基本理念・方向性を踏まえ、人生 100 年時代の到来、ICTの普及による情報化社会の急速な発達、今後の生涯学習施設の充実など、様々な課題に対応するため、「港区生涯学習推進計画」を改定することとしました。

(2) めざすべき姿 ••••••••••••

みんなと学びをつなぐまち

(3)計画の位置付け

生涯学習推進計画は、生涯学習分野における具体的な取組を推進するための基本的な考え方や施策を示すものです。また、「港区基本計画・港区実施計画」をはじめ、学校教育やスポーツなどの教育分野における各個別計画のほか、保健福祉などの関連計画と整合を図ります。



(4)計画の期間

計画の期間は、令和3(2021)年度からの6年間を計画期間とする「港区生涯学習推進計画」における、後期3年に該当する令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までとします。



生涯学習 推進計画	R 3 (2021) 年度	R 4 (2022) 年度	R 5 (2023) 年度	R 6 (2024) 年度	R 7 (2025) 年度	R 8 (2026) 年度
	L		>			

第2章 港区の生涯学習に関する現状と課題

- (1) 社会情勢の変化
 - ① 新型コロナウイルス感染症の影響
 - ③ 総合的な子ども政策の推進
 - ⑤ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進
- ② 人口動向
- ④ 持続可能な社会の実現に向けた取組への加速

(2)国や東京都の状況

全ての人のウェルビーイングを実

① 現する、ともに学び支えあう生涯

学習・社会教育

令和4(2022)年8月、「第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」に示された内容を踏まえて、生涯学習・社会教育を推進していく必要があります。

② 第4期教育振興基本計画の策定

令和5(2023)年6月、教育基本法に基づき、 第4期教育振興基本計画が新たに策定されま した。教育政策の目標と基本施策の一つとし て、「目標8 生涯学び、活躍できる環境整備」 が掲げられています。

(3) 港区の状況

① 生涯学習事業のオンライン配信の推進

生涯学習講座の動画配信事業では、区や関係団体が実施する生涯学習に関する講座等を 撮影し、いつでもどこでも学習できるよう、区のホームページ等で録画配信しています。

③ 地域学校協働活動の推進

学校のニーズに沿ったきめ細かな支援が行えるよう、地域の人材等の協力を得て、地域学校協働本部の設置を進め、地域と学校をつなぐ地域コーディネーターを配置することで、地域と学校の連携強化に取り組んでいます。

② 生涯学習情報の発信強化

生涯学習センターでは、生涯学習情報をより多くの人に提供するために、令和3(2021)年度に学習情報ルームで収集した生涯学習情報や社会教育関係団体の活動紹介などの情報を電子化するとともに、誰でも使用可能なタブレットを配置しました。

④ 誰でも学べる機会の提供

障害者が通い慣れた施設を有効に活用し、障害のある人とない人が、ともに学び合い、交流を図る事業を令和3(2021)年度から開始しました。

(4)課題

- ① 社会変化などを踏まえて、年齢や国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もが自らの意思で 学べる環境の充実を図っていくことが必要。
- ② 区の生涯学習施設について利用している人は少なく、知らない人も多い。
- ③ 子どもにとって、身近な場所で、気軽に興味のあることを学べる環境を整備することが重要。
- ④ 生涯学習施設の機能の充実、情報収集や発信及び相談機能の強化を図っていくことが重要。
- ⑤ 教えたい人と学びたい人をつなぐ学びのマッチングや、学んだ成果を広く社会に還元する 学びのサイクルを拡充することが必要。



第3章 生涯学習の推進

区民や在住者、在勤者を対象に実施したアンケート調査の結果等を踏まえ、港区の生涯学習に関する現状と課題を整理し、めざすべき姿を実現するための施策展開の方向性として、3つの基本目標を掲げ、施策を推進していきます。

現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症に よる影響や人生 100 年時代 の到来、ICTの普及による情 報化社会の急速な発達
- 社会変化などを踏まえて、年齢や国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もが自らの意思で学べる環境の充実を図っていくことが必要
- 子どもにとって、身近な場所 で、気軽に興味のあることを 学べる環境を整備すること が重要
- 区の生涯学習施設について 利用している人は少なく、知 らない人も多い
- 必要な情報を確実に届ける 仕組みづくりが必要
- 継続性や広がりがさらに高 まるよう、団体活動への支援 や相談機能の拡充も必要
- 生涯学習施設の機能の充実、 情報収集や発信及び相談機 能の強化を図っていくことが 重要
- 学びの成果を地域に生かす 仕組みづくりや、多様な主体 との連携による学びを通じ たつながりづくりを推進
- 教えたい人と学びたい人を つなぐ学びのマッチングや、 学んだ成果を広く社会に還 元する学びのサイクルを拡充 することが必要

基本目標•施策

基本目標1 多様な年代、ライフスタイルに応じた 学びの機会の提供

- 施策(1)いつでも、誰でも参加できる学習環境の提供
- 施策(2)ライフスタイルに応じた学びの機会の充実
- 施策(3)多様な学習資源を生かした学びの場の拡大
- 施策(4)子どものときから主体的・持続的に学ぶ機会の提供

基本目標2 生涯学習施設の充実及び区有施設、 地域団体や民間企業等との連携による、 学びの機会の提供

- 施策(1)生涯学習施設機能の充実
- 施策(2)区有施設における多様な学びの場の提供
- 施策(3)様々な主体との連携

基本目標3 学びの成果を地域に生かすための きっかけや仕組みづくり及び参画・協働 の推進

- 施策(1)学びの成果を生かす機会の提供
- 施策(2)学びを地域へつなげていくための仕組みづくり
- 施策(3)学びの活動における参画・協働の推進



改定した計画の主な取組を以下に示しています。取組の番号は、本計画から抜粋した取組の番号を 引用し、記載は本計画の記載を要約しています。

新規 新たに取り組むもの

拡充 内容を充実するもの

<mark>重点</mark> 取組目標と成果指標を明示し、年次計画を設け重点的に取り組むべきもの

基本目標1 多様な年代、ライフスタイルに応じた学びの機会の提供

(1)いつでも、誰でも参加

できる学習

環境の提供

②生涯学習事業のオンライン配信の推進

本編 P41 〈 重点

誰もが、いつでも、どこでも、学習できる社会を実現するため、ICTを活用し、 学習環境を整備します。オンライン配信のための設備を生涯学習センターに整備す るとともに、参集型講座やオンライン講座のほか、参集とオンラインを組み合わせ たハイブリッド形式での講座を実施します。

「生涯学習講座の動画配信事業」では、区や関係団体が実施する講座等を動画撮影し、区ホームページ等を通じて配信するとともに、アーカイブ化した配信動画の 充実を図ります。

(2) ライフスタイ ルに応じた 学びの機会の 充実

④「放課G○→」・「放課G○→クラブ」の実施

〈 本編 P44 〈 拡充 ·

小学生が放課後等の時間を、安全・安心に活動できるよう、放課後の居場所「放課GO→」を区立小学校内に設置します。また、放課後に保護者の就労などの事情で、家庭での保護を受けられない児童の日常生活と健全育成の場として学童クラブ機能が付置された「放課GO→クラブ」を設置します。「放課GO→みた」は、令和6(2024)年度から学童クラブ機能が付置された「放課GO→クラブみた」へ移行します。

(3) 多様な学習資 源を生かした 学びの場の

拡大

①生涯学習出前講座の充実

✓ 本編 P48 ↔

区民等のグループが自主的に企画する学習会等に、区の職員を講師として派遣 し、区政の取組をわかりやすく説明する講座を実施します。区職員の専門知識を生 かし、区民の生涯学習を支援するとともに、区政参加のきっかけとします。また、 年齢や国籍、障害等の有無にかかわらず、講座を提供できる環境を整備します。

(4)子どものときから主体的・ 持続的に学ぶ機会の提供

②探究型学習発表会の実施

本編 P50 新規

区内在住・在学の中学生、高校生等を対象に、探究型学習発表会を実施します。 作品の制作をとおして、探究サイクルを繰り返し行う主体的・対話的な学習に親し むことで、自分の在り方や生き方を考えながら課題を解決する資質・能力を身につ け、生涯にわたって能動的に学び続けられるようにします。





生涯学習施設の充実及び区有施設、地域団体や民間企業等との 基本目標2 連携による、学びの機会の提供

(1)

生涯学習施設 機能の充実

①生涯学習情報の提供及び強化

本編 P53 (重点

生涯学習情報を、生涯学習センター及び青山生涯学習館のホームページで提供する ほか、SNS等を活用し、積極的に提供します。さらに、社会教育関係団体等の活動や 生涯学習講座提供事業「まなび屋」の登録講座等の紹介動画を作成し、区ホームページ 等で広く提供することで、教えたい区民と学びたい区民を支援します。

①生涯学習施設における学びの場の提供

本編 P55 〈

(2)区有施設にお ける多様な学 びの場の提供

生涯学習施設は、生涯学習活動の拠点として、生涯にわたる学習活動を総合的に 支援する施設です。年齢や国籍・障害の有無等にかかわらず、様々な生涯学習に関 する講座やイベントを実施するほか、生涯学習情報の発信・提供、区民の生涯学習 活動に関する相談に対応します。

⑧図書館における学びの場の提供

本編 P56 〈 拡充

区立図書館は、各地域の特性を踏まえた資料を収集し提供するとともに、資料を 活用した展示や映画会、講座等を開催し、多様な学びの場を提供します。また、令 和6(2024)年度から、台場区民センター図書室を台場図書館へ移行し、図書館サ ービスの充実を図ります。

③青少年対策地区委員会の活動支援

本編 P58 〈 拡充

地域における青少年対策の推進母体である青少年対策地区委員会(10 地区)が 実施する、みなとキャンプ村や親子レクリエーション等の活動を支援します。 また、地区委員会の活動を広く周知するための情報発信の強化に取り組みます。

各総合支所による関係機関との連携

※各総合支所において、他自治体等の様々な主体と連携・交流を図る取組を実施し

(3)様々な主体と の連携

④トレジャー☆スクール~芝体験学習~における 体験学習機会の創出

本編 P58 〈

子どもたちの健やかな育ちを支援するため、自然についての理解を深める体験学習 を、茨城県阿見町・福島県いわき市との協働により実施します。

⑥地域間子ども交流 ~あらたなはっけん あらたなきずな~の実施 〈 本編 P59 ·

児童に自然や農業、伝統文化などを体験できる交流事業を実施することにより、健 全な育みを促すとともに他自治体への関心が深まる取組を実施します。

⑦子ども地域間交流事業 ~離れていても心は一つ!~の実施〈本編 P59〈

全国連携によるお互いのまちの発展と子どもの健全育成のため、岐阜県群上市・和 歌山県和歌山市と子どもを中心とした交流事業を実施します。



(3) 様々な主体と

の連携

⑨たかなわ子どもコミュニティカレッジにおける交流の促進

高輪地区内の大学と連携し、交流の場を設け、地域児童の交流を促進します。また、 地域の方や大学生にも参加してもらうことで、地域交流及び世代間交流も図ります。

⑩歴史と文化がつなぐ地域交流事業の実施

芝浦港南地区と交流のある秋田県にかほ市や福島県柳津町とのつながりを生かし、子どもたちをはじめとした住民同士がお互いの地域を訪れ、文化や歴史にふれる機会を提供します。

基本目標3 学びの成果を地域に生かすためのきっかけや仕組みづくり 及び参画・協働の推進

(1)

学びの成果を 生かす機会の 提供

①生涯学習講座提供事業(まなび屋)の充実

知識や技能を身につけた区民等が、教えたい講座を区に登録し、学びたい区民団体等の依頼に応じて無料で講座を実施します。多様な学習機会を提供するため、参 集形式に加え、登録講座のオンライン配信にも取り組みます。

(2) 学びを地域へ

子して心場へ つなげていく ための仕組み づくり

①学びの循環事業「まなマルシェ」

✓ 本編 P63 〈

拡充

本編 P61

学びの成果を生かしたい人や、学びをとおして社会に参加したい地域の人々が集い、自主的・主体的に講座や事業等を企画する、みなと学びの循環事業「まなマルシェ」を実施します。参加者は、自らの学びを深め、他者へ伝えていく過程を習得し、習得した知識や技能を自主的・主体的な地域活動等に生かすことで、地域社会の創り手となるとともに、学びの循環を生み出します。

また、誰でも、どこでも、どのような状況下でも、講座に参加できるよう、参集とオンラインを組み合わせたハイブリッド形式で実施します。

①地域学校協働活動の推進

本編 P65 〈 重点 〈

(3) 学びの活動に おける参画・ 協働の推進 様々な知識や経験を有している地域の人々と区立小・中学校及び区立幼稚園とが連携・協働し、地域の実情に応じた活動をとおして、地域と区立学校等が一体となって子どもたちの学びや成長を支える基盤を整備します。

学校のニーズに沿った支援が行えるよう、各学校に地域学校協働本部を設置し、 地域と学校をつなぐ地域コーディネーターを配置することで、地域と学校の連携強 化と教職員の支援を図ります。地域と学校が、互いに意見を出し合い、次代を担う 子どもたちの育成を図るとともに、地域住民のつながりを深め、学校を核とした地 域づくりを推進します。





第4章 計画の推進

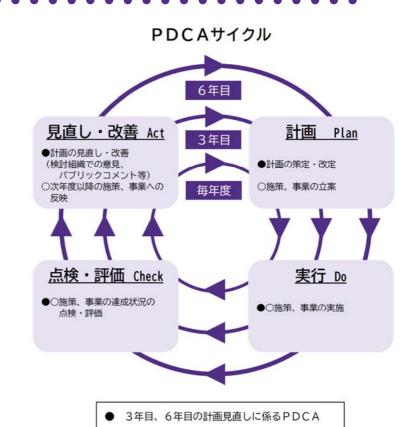
(1) 推進体制

「港区生涯学習推進計画」の推進に当たっては、区民をはじめ、学校、家庭、地域、企業、NPO等の様々な主体が連携・協働する体制を構築し、生涯学習の取組を進めます。

(2)計画の進行管理

本計画に計上した施策は、計画 【Plan】、実行【Do】、点検・ 評価【Check】、見直し・改善 【Act】のサイクルで着実に推 進します。

毎年度、各施策の進捗状況を把握・評価し、次年度以降の施策・事業に反映します。計画の中間年度(3年目)及び最終年度(6年目)には、社会情勢の変化や課題の整理、各施策の達成状況の点検・評価を行い、それらの結果を踏まえ計画の見直しを行います。



○ 毎年度の事業実施に係るPDCA

港区生涯学習推進計画は 区ホームページからご覧 いただけます。



刊行物発行番号 2023257-7260

港区生涯学習推進計画 (令和3(2021)年度~令和5(2023)年度) 令和5(2023)年度改定版【概要版】

令和6(2024)年2月

発行:港区教育委員会

編集:港区教育委員会事務局教育推進部生涯学習スポーツ振興課

港区芝公園一丁目5番25号 03-3578-2111 (代表)

